

化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業

新潟市農林水産部農林政策課

ポイント

有機質肥料の活用促進に向けて、堆肥製造に必要な機械・施設や堆肥散布機の導入を支援します

概要

①【堆肥供給体制強化支援】

補助対象者	認定農業者又は認定新規就農者、農業者の組織する団体
補助対象経費	堆肥製造機械や、堆肥製造施設の導入・新設・修繕に要する経費等
補助率等	補助対象経費 ^(※1) の1/2以内 補助上限額250万円 ^(※2)

②【堆肥散布機導入支援】

補助対象者	認定農業者又は認定新規就農者、農業者の組織する団体
補助対象経費	堆肥散布機（マニュアルスプレッダー等）の導入・修繕に要する経費等
補助率等	補助対象経費 ^(※1) の1/2以内 補助上限額250万円 ^(※2)

- ※1 補助対象経費は、消費税を除いた金額です。
- ※2 要望額が予算を超過した場合、補助額を調整する場合があります。
- ※3 ①、②いずれも令和9年2月末日までの事業完了が必要となります。
- ※4 30万円以上（消費税を除く）の事業費が対象で上限事業費はありません。
- ※5 その他、詳細は交付要綱及び実施要領をご確認ください。

対象期間

令和8年2月19日以降に着工した事業で、かつ、令和9年2月末日までに完了する事業

募集期間

令和8年7月13日(月)～令和8年7月27日(月)

詳細については区役所農政担当課へお問い合わせください